

本業務委託の実施運営に関する経費の負担区分

大項目	中項目	負担者		備考
		奈良県	委託事業者	
会場費	委託場所の会場費	○		
人件費	委託業務に従事する者の人件費		○	
旅費	委託業務に従事する者の業務処理に必要な出張に関する経費		○	
光熱水費	光熱水費	○		
通信費	電話代、切手代	○		本県職員との調整など本委託業務に必要なものは本県が負担する。従って自社との連絡など本県職員以外への電話及びメール利用に関する経費は、基本的に委託事業者の負担とする。
工事費	電源の移設、撤去に関する経費		○	増強工事は基本的に不可（最大電気使用量は3,600W程度）。従って現状での利用に努めること。なおコンセントの増設などで本県が認めた場合は、基本的に委託事業者の負担とする。
	内線電話の移設、撤去に関する経費	○		現状は13回線21台
	LANケーブル、HUBの移設、撤去に関する経費		○	本県の承認が必要。 作業、作業に際し別途経費が発生する場合は、委託事業者の負担とする。
	その他自主的に行う工事に関する経費	—	—	不可
備品	専用品	机・椅子、更衣ロッカー	○	机・椅子の収容可能台数22台 個人別更衣ロッカー30台（更衣室としての貸与可能）
		利用端末及びプリンタ	○	◎利用端末の台数 総務事務システム利用可能端末：22台 ◎プリンタの台数：1台 利用端末及びプリンタには、LANケーブル、HUB等の周辺機器を含む。
	共用品	共用端末（※）及びプリンタ、複写機、FAX、シュレッター	○	※職員証発行システム端末（1台）、新世紀統合財務システム利用のための端末（1台）
		作業用長机、パイプ椅子	○	
		書架	○	個人別ファイル及び所定ファイル保管用
		その他		○ 勤怠管理及び内部事務等を行うための物品（端末等）
	消耗品	複写機、FAXに関する消耗品	○	
		用紙、筆記具、付箋、ノート類等の委託業務に従事する者が業務処理の際に必要な消耗品、端末及びプリンタに関する消耗品		○
		その他	○	特に本県で仕様を指定する消耗品（具体的には別途本県との協議で定める。）